

# 道央廃棄物処理組合廃棄物焼却施設建設費等負担割合検討委員会設置要綱

平成28年5月19日 管理者決裁

(設置)

第1条 道央廃棄物処理組合が設置する廃棄物焼却施設の建設費（用地費を含む。）及び維持管理費（以下「建設費等」という。）の負担割合を検討するため、道央廃棄物処理組合廃棄物焼却施設建設費等負担割合検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、建設費等の負担割合について、関係市町割及びごみ処理量割による検討を行い、その結果を道央廃棄物処理組合管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者につき、管理者が任命する。

- (1) 千歳市副市長
- (2) 北広島市副市長
- (3) 南幌町副町長
- (4) 由仁町副町長
- (5) 長沼町副町長
- (6) 栗山町副町長

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により、選任する。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員全員が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員全員の合意により決する。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、検討委員会の合意により、公開とすることができる。
- 5 会議の傍聴に関する手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 委員長は、会議録を作成し、保存するものとする。
- 7 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第6条 検討委員会は、第2条の事務を行うため、幹事会を設置する。

2 前項の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 検討委員会の運営に必要な事務を行うため、事務局を置く。

2 前項の事務局は、道央廃棄物処理組合に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。